

令和8年度

戸田市立新曾小学校
学校いじめ防止基本方針



戸田市立新曾小学校

目 次

はじめに	3
第1 いじめの未然防止のための取組	5
第2 いじめの早期発見への取組	7
第3 いじめの早期解決への取組	8
第4 いじめ解消の定義	11
第5 いじめ問題にむけての校内フロー図	12
第6 いじめ防止推進法第28条における「重大事態」の対処	15
第7 インターネットを通じて行われるいじめの対策	20
第8 いじめ防止に係る年間行事予定	21
第9 いじめ防止啓発資料等	23

はじめに

戸田市立新曽小学校いじめ防止基本方針策定にあたって

文部科学省におけるいじめの定義を基に、本校では、「**どの学校にもどの子供にも起きている**」との認識のもと、いじめの早期発見・早期指導に全力で取り組むこととする。そして、いじめ防止対策推進法第13条に基づき、子供たちが安心して学校生活を送れる学校づくりのために、本校教職員が一丸となって、いじめ防止等の対策を効果的に推進するために、新曽小学校いじめ問題等対策委員会を組織し、次の基本方針を策定するものである。なお、この委員会の構成員は次の者をもって組織する。

○新曽小学校いじめ問題等対策委員会

教頭・生徒指導主任・生徒指導部員（場合によって校長・主幹または教務・該当の学年主任・教育相談主任・特別支援教育コーディネーター・養護教諭も招集する）

この委員会は生徒指導委員会に併せて開催し、本校のいじめ問題等の対策について協議・評価することとするが、必要に応じて校長が招集することもできる。開催以前にいじめが疑われる事案が発生した場合は校長にも情報共有を行い、委員会で話し合った内容も適宜報告することとする。

また、「レベル1」で未解決のいじめ問題等の早期解決に向け、組織的に協議・評価し、必要に応じて校長が招集することができる。

いじめ問題等対策委員会の具体的な役割は以下の通りである。

- ①いじめの未然防止・早期発見の取組を実効的に行う。
- ②いじめの疑いに関する情報や問題行動等に係る情報の収集と記録、共有、認知の判断、対処を行う。
- ③学校基本方針の点検・見直しを行う。
- ④いじめ防止に係る校内研修等の企画を行う。
- ⑤学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等、PDCAサイクルの機能を推進させる。
- ⑥いじめの相談・通報の窓口としての役割を担う。

重大事態調査を学校主体で行う場合の調査組織として、新曽小学校いじめ問題等**拡大**対策委員会を招集する場合もある。

○新曽小学校いじめ問題等拡大対策委員会

校長、教頭、主幹教諭又は教務主任、生徒指導主任、該当学年主任、教育相談主任、特別支援教育コーディネーター・養護教諭・スクールカウンセラー

第三者的かつ専門家として、戸田市立教育センター配置カウンセラーもしくは他校に配置されている学校カウンセラーをメンバーに加える

○いじめ防止等のための対策に関する基本理念

- ・いじめはどの学校にも、どの子供にも起きているという基本認識のもと、児童が安心して学習その他の活動に取り組めるよう、学校の内外を問わず、いじめがなくなることをめざす。
- ・いじめ防止等のための対策は、いじめが、いじめを受けた児童の心身に深刻な影響を及ぼし、重大な状況も生み出す行為であることを、児童が十分理解できるよう実施する。
- ・いじめ防止等のための対策は、いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることから、国、県、市、学校、家庭、地域その他の関係機関の連携のもと、いじめの問題の克服をめざして実施する。

○いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ※「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）の中の人的関係をいう。
- ※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理されられたりすることなどを意味する。

○学校におけるいじめ防止基本方針（いじめ防止対策推進法第13条）

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

○いじめ事案における学校内の情報共有（いじめ防止対策推進法第23条）

第23条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

- 2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

※学校における情報共有のための具体的な体制や方法については、以下に示す内容に留意しながら、学校の実情に合わせて行う。

- ①学校として、いじめの情報共有の体制、方法及びそれらに基づく早期発見・事案対処について、基本方針で定め、教職員に周知する。
- ②教職員は、いじめの情報を学校対策委員会に報告・共有する義務があることを教職員に周知・徹底する。
- ③市生徒指導委員会及び市教育委員会が検討、作成した記録様式を基に各教職員がいじめの対応に係る記録（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を残し、学校対策委員会に共有する。

第1 いじめの未然防止のための取組

本校では、日々の教育活動を通して、児童の自助公助の取組を積極的に支援するとともにPTAや学校応援団にも協力を依頼し、他者と調和的に生きていくための社会能力、他者を思いやる心を育み、いじめの予防に全力を傾注する。

(1) 「分かる授業」「楽しい授業」の推進

「授業が分からない」「楽しくない・つまらない」の積み重ねが、主体的に学校生活を送る意欲を喪失させ、いじめへ走らせることの要因にもなる。日々の授業で仲間とともに「わかった」「できた」「なるほど」等を感じさせる授業を創造することがいじめ予防の第一歩である。

- ① 児童理解を深める。
 - ・理解に努め、一人一人の個性や習得状況を把握しながら授業を進める。
- ② 学習意欲を高める。
 - ・教材研究に努め、知的好奇心や知的葛藤を誘発させる場面を大切にする。
- ③ 個を生かす活動を工夫する。
 - ・問題解決的な学習を通して、多様な考えを尊重し、認め合う場をつくる。
- ④ 個々の考えを深め、練り上げる。
 - ・互いの考えを認め合う中で、集団で考えを練り上げ深める活動を重視する。
- ⑤ 指導と評価を工夫する。
 - ・適切な評価を通し、学習意欲を持続・向上を図る。

(2) 豊かな心を育む様々な活動の推進

道徳教育をはじめとする教育活動全体を通じて、生命や人権の尊重、規範意識の醸成、自主性や協調性の育成など、児童一人一人の心を育む活動を通して、いじめをしない、させない、許さない風土作りに努める。

①道徳教育の充実

- ・考え、議論する道徳教育を中心とした教育活動全体を通して、いじめが重大な人権侵害に当たり、決して許されないことを児童に理解させる指導を充実する。
- ・いじめの防止に向けた方策の議論や、取り組みへの児童の主体的な参加を推進する。

②モラル教育の充実・徹底

- ・人権尊重の意識を高める人権教育や相談施設を周知する。
- ・個々の児童の生涯の特性への教職員の理解を促進する。
- ・教職員、児童、保護者等の外国人児童に対する理解を促進する。
- ・性同一性障害や性的指向、性自認についての、教職員への正しい理解を促進する。
- ・被災児童に対する心のケアを行う。

(3) 大切な一員であることを実感できる学級づくり

児童が安心して学校生活を送れる学級づくりが、いじめ防止につながる。一人一人の個性が大切にされる人間関係を味わわせ、居場所づくりに努めるとともに、特別な支援を必要とする児童の特性に応じた指導を行う。

- ①児童一人一人の心を理解する。
- ②いつでも担任が見守っているということを知らせる。
- ③場面に応じた行動の取り方の基準を示す。

- ④自分のよさや自分と違うことのよさを認めることができるようにする。
- ⑤学級活動の時間を充実させ、話し合い活動を通して自分たちの周りに起こる様々な問題を解決させ、よりよい人間関係を築かせる。

(4) P T Aのネットワーク構築

教師と保護者・保護者同士のネットワークにより、いじめの深刻化を防ぐことも少なくない。いじめ問題への取り組みの重要性についての認識を広め、家庭、地域、その他の関係機関と一体となって取り組みを推進するための普及啓発が必要である。さらに保護者同士が親密な関係を構築することに努め、いじめの防止の重要性を共有し、いじめをはじめとする問題行動等の情報交換や対応を話し合える土壌づくりを行う。

(5) 学校応援団による学校支援

日々の教育活動に、学校応援団による外部教育力を積極的に導入し、地域の住民から見守られているという意識と地域や学校の一員という意識の醸成を図る。

- ①**規律の維持徹底**
- ②**学力向上(学力保証)**
- ③**自己有用感の高揚**

第2 いじめの早期発見への取組

本校では、全職員がいじめ問題に無関係でいる児童はいないとの認識のもと、学校いじめ防止基本方針に基づき、その目的達成に向けて、校務運営委員会・セルフ・エスティームプロジェクト（生徒指導・教育相談部会）・各教科等部会等で以下の取組を計画的に実施し、いじめの発見に努める。

(1) 戸田市立新曽小学校いじめ問題等対策委員会

(教頭・生徒指導主任・生徒指導部員(場合によって校長・主幹または教務・該当の学年主任・教育相談主任・特別支援教育コーディネーター・養護教諭も招集する))

この委員会は随時開催し、早期発見・早期解決に向け、担任、学年で解決できなかった問題等いじめに校長の判断のもと、迅速で組織的な対応する。

(2) 校務運営委員会（校長・教頭・主幹教諭又は教務主任・学年主任）

運営委員会では、教育課程の進行管理はもとより、いじめのない安心安全な学校生活が送れているか否かについて、学校評価（内部・外部）を通して測定し、常に現状把握と改善に努める。

(3) 生徒指導部会

（生徒指導主任・教育相談主任・人権教育主任・就学支援担当・特別主任・各学年担当・養護教諭、ぱれっとルーム担当教員、スクールカウンセラー）

①生徒指導部会では、「どんなことがあってもいじめは許さない・見逃さない」という視点で、情報交換、情報共有に努め、いじめの初期と思われる段階で、その芽を摘むことに全力を尽くす。

②毎月「心のアンケート」を実施し、悩みを抱えた児童の早期発見に努める。

③いつでも相談できる体制を構築し、担任へ言えない悩みの相談にも素早く適切に対応する。

④会議の内容は管理職へすばやく的確に報告するとともに、職員会議等の機会を利用して、全職員で情報を共有できるようにする。

「さ・し・す・せ・そ」を徹底する。

(さ)最悪の事態を想定し、(し)慎重に、(す)素早く、(せ)誠意をもって、(そ)組織で対応

(4) 各教科等部会（各教科等担当）

各教科等部会では、日々の授業こそ最大の生徒指導と捉え、児童理解に徹し、わかる授業、楽しい授業に努めるとともに、学ぶ大切さを一人一人に浸透させる。そのために、授業研究会や授業参観に専念し、日々の授業力向上に努める。各教科等部会では、様々な調査結果の分析を行い、教科等としての課題を明確にし、その対応策を講じる。

※早期発見の基本

①児童のささいな変化に気づく

(ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する)。

②気づいた情報は確実に共有する。（各部会を待たない。）

③情報へは速やかに対応する。（担当者への躊躇ない報告と臨時部会の招集。）

いじめの要注意サイン

- | | |
|------------------------|------------------------|
| ・一人遅れて教室に入ってくる。 | ・机や椅子が離されている。 |
| ・ほめられると、嘲笑やからかいが起る。 | |
| ・（休み時間に）よく保健室に来て身長を測る。 | ・（給食で）極端に盛り付け量が多い・少ない。 |
| ・（清掃で）いつも床拭き掃除をしている。 | |
| ・学年のトイレを使わない。 | ・学級の中でグループが固定している。 |

※5W1Hを基本に共有(いつ・どこで・誰が・誰と・何を・どのように) 主観を入れず事実のみ記録

第3 いじめの早期解決への取組

いじめを発見したり、通報を受けたりした場合には、教職員が個人で判断したり、単独で行動したりしてはならない。速やかに組織で対応することを基本とし、一部の教職員で抱え込むことのないよう努める。解決に向けた対応では、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。**また、家庭や市教育委員会への連絡・相談や事案に応じ関係機関との連携を進める。**

(1) 加害児童への指導

いじめ事案の内容・関係児童・その経過等について十分把握し、人権保護に配慮しながら、いじめが「人間として決して許されないこと」「犯罪行為とも解釈されること」を理解させ、直ちに止めさせなければならない。その際、以下の点に留意し、内容によっては警察等とも連携を図る。

- ①いじめの事実関係・きっかけ・原因・これまでの経過等の客観的情報を収集する。
- ②安全配慮義務に基づいて、事態に応じた適切な措置を講じる。
- ③いじめを完全に止めさせ、二度としないことを約束させる。
- ④いじめは絶対に許されない行為であることを徹底的に理解させるとともに、人権と生命の尊さを理解させる。
- ⑤多くの教師の協力を得ながら、指導を継続し観察する。
- ⑥学級活動を通して、役割や活動の場を与え、集団の一員であり大切な仲間であることを感得させ、児童同士及び教師との親しい人間関係、信頼関係をつくる。
- ⑦いじめは、複雑な心の危機やストレスのサインと受け止め、本人の問題理解に努めるとともに、問題を繰り返させないように心の成長を促す。

(2) 被害児童への支援

被害を受けた側にも問題があるという考えで接しないようにする。

本人のプライドを傷つけず、共感的態度で話を親身に聴くようにするとともに日頃から温かい言葉かけをし、以下のように本人との信頼関係を築くことに努める。

- ①秘密を守ること、守り抜くことを大前提として話し合う。
- ②いじめの事実を把握し、味わった辛さや悔しさを受容し、共感的に理解する。
- ③不安を取り除き、被害児童の安全確保に努める。
- ④身近な大人へ相談することの重要性を伝えるとともに、自分への否定的な考え方やコンプレックスを改めさせ、自己肯定感を高めさせる言葉かけに徹する。
- ⑤不安を抱えている対人関係の回復を支援し、さらに自分への自信回復を支援する。
- ⑥機会あるごとにコミュニケーションをもち、児童との信頼関係をつくる。

(3) 周りではやし立てている児童への対応

自分で手を下すことがなくても、周りではやし立てる行為は、いじめる行為と何ら変わらない。はやし立てる行為から制止させる行為へ一人でも多くの児童を変容させることがいじめ根絶につながる。該当者には、以下の点を厳しく指導していく。

- ①はやし立てる行為はいじめる行為と同等であり、許される行為ではないことを理解させる。
- ②被害者の気持ちになって考えさせ、いじめの首謀者と同様の立場であることに気づかせる。

(4) 見て見ぬふりをする児童への対応

望ましい集団生活を送り良好な人間関係を築くためには、いじめはあってはならない行為である。いじめの情報が入ったり、その行為を見たりしても、それを放置し見て見ぬふりをするのは、人間として恥ずかしい行為である。自分以外は無関心という心情から、他へ相談したり、制止したりしようとする心を育てることが重要である。

- ①いじめは、他人事ではないことを理解させ、当事者の気持ちを考えさせる。
- ②いじめを知らせ、早く解決させる勇気をもたせる。
- ③見て見ぬふりをする行為(傍観)は、いじめ行為や加担行為と同等であることに気づかせ、内省させる。

(5) 学級全体への指導

いじめをしない、させない、許さない風土をクラス全体につくり、クラス内の問題等を全員で解決していく学級づくりに努める。

- ①クラス内の身近な問題を取り上げたり、様々な新聞記事等を提供したりしながら、問題やいじめについて考え、解決に向けて話し合える学級をつくる。
- ②見て見ぬふりをやめ、情報を提供することが、いじめ根絶につながることを指導する。
- ③自らの意志、良心によって行動できるように指導する。
- ④いじめは絶対に許さないという断固たる教師の姿勢、気概を示す。
- ⑤日頃から道徳教育の充実を図る。
- ⑥学校行事等でのクラスの連帯感を育てるとともに、学級活動を通して好ましい人間関係づくりに努める。

(6) 児童、家庭、地域、関係機関への通知

- ①学校基本方針や学校対策委員会等について、児童に周知し、加害行為への抑止や被害児童への安心感を与える。

②学校におけるいじめ防止等の取組や事案対処について、連携を深め、理解、協力を得るために、法や学校基本方針、学校対策委員会、いじめの定義やその具体例等について家庭や地域、関係機関等に周知する。

(7)その他

①保護者との連携

②教育委員会との連携

③家庭や地域との連携

- ・PTA家庭教育学級
- ・各中学校区の地域の会
- ・各地区との懇談会

④関係機関との連携

- ・蕨警察署
- ・南児童相談所
- ・戸田市人権教育推進協議会

※5W1Hを基本に共有(いつ・どこで・誰が・誰と・何を・どのように)

第4 いじめ解消の定義

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、定期的に声をかけ、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

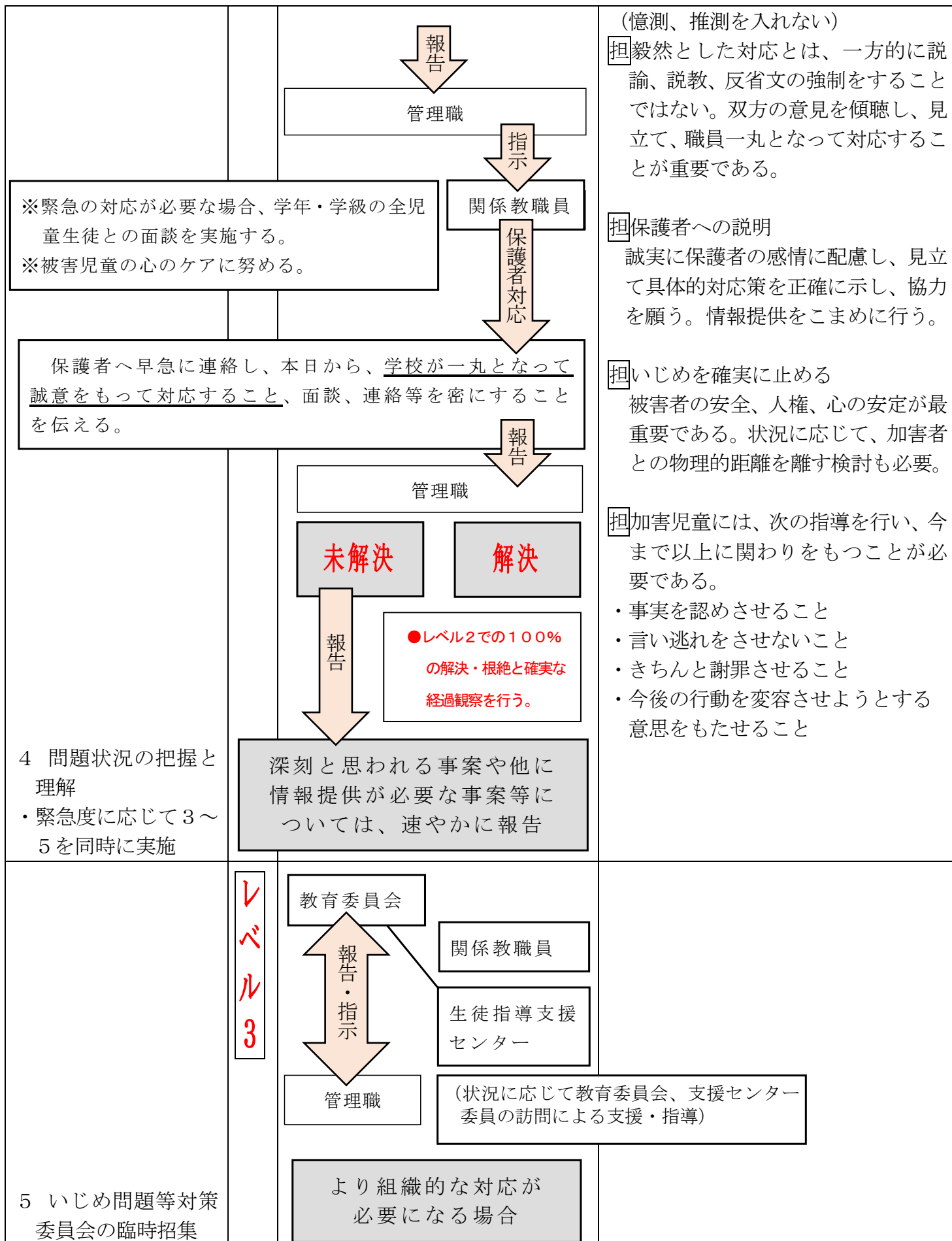
学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校対策委員会においては、いじめが解消に至るまで組織的に対応し、被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

また、いじめが「解消している」状態とは、あくまで、1つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至ったことをもって安心と考えてはならない。いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、継続的に注意深く観察する必要がある。

第5 いじめ問題にむけての校内フロー図

さ：最悪の事態を想定し し：慎重に す：素早く せ：誠意をもって そ：組織で対応

対応の流れ	レベル	教職員の動き	留意点 担：担任 管：管理職
<p>1 いじめの情報のキャッチ（認知）</p> <p>2 報告 ・憶測を入れずに事実を報告（些細なことでもいじめと判断）</p>	<p>レベル1</p>		<p>担 月に1回いじめアンケート調査を実施し、早期発見につなげる。</p> <p>担 小さな危機を見逃していないか。いじめの見て見ぬふり対応をしていないか。 (ただ様子を見る=いじめを育てる)</p> <p>担 2日連続で欠席したら電話で連絡。体調不良が原因ではない場合も。</p> <p>担 訴えや申し出があった場合には、その日のうちに行動する。 (指導の結果は、必ず管理職に報告)</p> <p>管 管理職のリーダーシップを發揮する 担任が一人で苦戦しないよう的確な具体的指示を出す。</p> <p>担 面談等の基本的スタンス→傾聴、共感的理解、適応へのサポート</p>
<p>3 事実関係の正確な把握・情報収集</p> <p>・いじめられた子</p> <p>・いじめた子</p> <p>・関係児童</p> <p>・関係教職員</p>	<p>レベル2</p>	<p>管理職の指示に基づく関係教職員による組織的対応 いじめ根絶</p> <p>「いじめ問題等対策委員会」の臨時召集</p> <p>いじめられた子 情報収集 いじめた子</p> <p>関係児童 関係教職員</p> <p>情報の共有・突き合わせ 全体像の把握（5W1Hの記録）</p>	<p>担 丁寧にじっくりと話を聴く。 《悪い対応例》 ×あなたにも問題があるね。 ↳何がきっかけか一緒に考えよう。 ×考え過ぎ、気にしすぎじゃないの。 ↳辛かったね。大変だったね。 ×様子を見ましょう。 ↳今できることを速やかに行います。</p> <p>担 双方から聴き取る際、いつ、どこで、どんな出来事があったか、その時どのように感じたか、具体的に聴く。</p> <p>担 記録に基づき事実の経過に沿って情報を共有する。</p>



教育委員会	報告・指示	<p>「いじめ問題等対策委員会」の臨時召集</p>
生徒指導支援センター	連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 整理した情報による見立てに基づき指導・支援方針を共有する。 (短期・中期・長期目標、誰が誰に何をいつまでに) ・ 指導・支援体制づくり・保護者への説明 ・ 外部関係機関との連携
レベル4	<ul style="list-style-type: none"> ●警察との連携 ●緊急保護者会の実施 ●マスコミ対応 	

第6 いじめ防止推進法第28条における「重大事態」の対処

いじめの早期発見・早期解決に日々取り組んでいても、重大事態に至る場合も考えなければならない。本校では、迅速に全力をあげて重大事態の対応にあたる。

重大事態の対応については、文部科学省作成「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン 令和6年8月改訂版」(以下、単に、国のガイドラインという。)に具体的かつ詳細に調査の進め方が記載されていることから、原則として本校における重大事態調査についても国のガイドラインに沿って対応する。

ただし、国のガイドラインにおいても、「重大事態調査は、事案の状況や対象児童生徒の状況等を踏まえつつ、柔軟に対応することも必要であり、調査組織の判断の下、状況に応じてより適切な進め方で調査を行うことを妨げるものではない」とされていることから、調査組織の判断の下、事案に応じて国のガイドラインによらない、より適切な方法で調査を行うこともある。

本基本方針では、国のガイドラインを踏まえ、本校における重大事態調査の基本的な進め方について記載する。

1 重大事態とは

いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)

第五章 重大事態への対処

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生を防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(1) 重大事態調査の目的

重大事態とは、“いじめにより重大な被害が生じた疑い”又は“いじめにより不登校を余儀なくされている疑い”がある段階を指しており、これらの疑いが生じた場合には、学校の設置者又は学校が、法の規定に基づき調査を行うこととなる。

この調査の目的については、国のガイドライン第1章第2節に記載されており、いじめにより対象児童が重大な被害を受けるに至った事実関係を可能な限り明らかにし、当該重大事態への対処及び同種の事態の再発防止策を講ずることを行う目的としている。

また、この調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、この調査における調査結果が直接法律上の権利義務関係に影響を与えるものではない。

(2) 平時からの備え

前述のとおり、重大事態は、重大な被害等の「疑い」の段階を言い、この段階から調査の実施に向けて動き出すこと

が求められていることから、重大事態が発生した場合に、迅速かつ適切に対応することができるよう平時から備えておくことが必要である。

そのために、年度初めの職員会議や校内研修等において、法や市の基本方針、自校の基本方針について説明し、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきか全ての教職員が理解できるようにする。

また、前述のとおり、重大事態の調査主体が学校となる場合に、拡大学校対策委員会が調査組織として調査を行う役割を担うことから、実際に重大事態が発生した場合を想定して、各教職員が適切に役割分担を行い、機能するような体制を構築するようにする。

(3) 重大事態に対する学校及び学校の設置者の基本的姿勢

重大事態が発生した場合には、自らも調査対象であるとの認識をもちながら、主体的に調査に取り組む。そのためには、「なぜ本校でこのような事態が発生したのか」、「このような事態になったのはこれまでの学校の対応にどのような課題があったのか」等の視点を持ち、自らの対応にたとえ不都合なことがあったとしても、事実関係を明らかにして、自らの対応を真摯に見つめ直し、再発防止策を確実に実践していくという姿勢で取り組む。

対象児童・保護者に対しては、詳細な調査を行わなければ全容は分からないということを第一に認識し、軽々に「いじめはなかった」、「学校に責任はない」等の判断を行わない。

また、重大事態調査中も対象児童・関係児童の学校生活が続いていることから、対象児童の見守りや心のケア、関係児童に対する指導及び支援に継続して取り組む必要がある。校内体制を分けるなど重大事態調査と並行して児童に対する対応が疎かにならないよう注意する。

対象児童・保護者が重大事態調査を望まない場合には、調査方法や進め方の工夫により柔軟に対応する。例えば、対象児童・保護者が希望する場合には、調査の実施自体や調査結果を外部に対して明らかにしないまま行うことや、関係児童等への聴き取り等を行わず、学校の記録の確認等から事実関係を整理し、再発防止策の検討を行うなどにより調査を進めることが考えられる。また、調査報告書を公表しないことも考えられる。

(4) 重大事態を把握する端緒

重大事態の判断を行うのは、市教育委員会又は学校である。これは、単に特定の教職員のみによる判断ではなく、市教育委員会又は学校として判断したということであり、市教育委員会又は学校は、国のガイドライン別添資料1の重大事態として扱われた事例を参考としつつ、法第23条第2項や法第24条に基づく調査を通じて、いじめにより生命、心身又は財産への重大な被害が生じた疑い又はいじめにより不登校を余儀なくされている疑いがあると判断した段階から対応を開始する。

なお、法第23条第2項による調査を通じて事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合には、重大事態として取り扱い、再発防止策の検討等を行うものの、新たな調査を行わないことも考えられる。

不登校重大事態については、年間30日の欠席を目安とするが、児童が一定期間連続して欠席しており、その要因としていじめが考えられるような場合には、欠席期間が30日に到達する前から、学校と市教育委員会が緊密に連携し、重大事態に該当するか否か丁寧に協議を行うなどの対応を行うこととする。

2 重大事態発生時の初動対応

(1) 発生報告

重大事態が発生した場合は、学校は、市教育委員会に以下の事由を報告する。

- ・ 学校名
- ・ 対象児童生徒の氏名、学年
- ・ 報告時点における対象児童の状況（いじめや重大な被害の状況、訴えの内容等）※その時点で把握している事実関係

重大事態が発生した場合には、特に対象児童・保護者等との情報共有が重要であることから、学校で窓口となる者を決めて、連絡・調整にあたる。あわせて、調査において必要となる資料の収集・整理に取り掛かる。

(2) 調査組織の設置

法において、重大事態調査は市教育委員会又は学校が調査主体となって行うこととされているが、市教育委員会が主体となるか学校が主体となるかは個別の重大事態の状況に応じて、市教育委員会が判断する。

なお、不登校重大事態は、いじめの詳細な事実関係の確認や再発防止策の検討だけでなく、対象児童の学校復帰や学びの継続に向けた支援につなげることを調査の目的に位置付けており、学校内の様子や教職員・児童の状況は当該学校が最も把握していることを踏まえて、原則として学校主体で調査を行う。

(3) 調査組織の構成

調査組織の構成は、従前の経緯や事案の特性等を踏まえて調査主体において判断する。対象児童・保護者に対する調査実施前の事前説明での意向も考慮しつつ、公平性・中立性を確保し、客観的な事実認定を行うことができる体制を検討する。

対象児童・保護者が、第三者が調査に関わることを望んでいない場合等特段の事情がある場合を除いては、第三者を加えた調査組織となるように構成する。

具体的には、学校が主体となる場合は、学校いじめ対策組織方式となる「拡大学校対策委員会」において調査を行う。なお、国のガイドラインを踏まえ、以下のケースにおいては、専門的見地からの詳細な事実関係の確認や調査組織の公平性・中立性を確保する必要性が高く、市教育委員会が主体となり、第三者委員会方式となる「いじめ問題調査委員会」において調査を行う。その際、専門家、第三者の考え方については、国のガイドラインに基づくこととする。

<国のガイドライン第6章第2節(1)基本的な考え方 該当箇所抜粋>

- ①対象児童生徒が死亡しており、自殺又は自殺が疑われる重大事態
- ②対象児童生徒と関係児童生徒の間で被害と加害が錯綜しているなど事案が複雑であり、詳細に事実関係を明らかにすることが難しい重大事態
- ③これまでの経緯から学校の対応に課題があったことが明らかであるなど学校と関係する児童生徒の保護者等との間に不信感が生まれてしまっている重大事態

(4) 調査実施前の事前説明

調査の実施前には対象児童・保護者に説明を行い、調査の目的等について共通理解を図り、調査事項や調査組織の構成等について認識のすりあわせを行う。この説明は原則として調査主体となる市教育委員会または学校が行う。この事前説明は、2段階に分けて行う。速やかに説明・確認する事項と調査組織の構成等が決まり体制が整った段階で説明する事項がある。事前説明事項については、基本的には国のガイドラインの第7章第2節に記載の事項とする。

<国のガイドライン第7章第2節(1)対象児童生徒・保護者への説明事項より項目のみ掲載>

【いじめにより重大な被害又は不登校を余儀なくされている状況を把握し、重大事態に当たると判断した後速やかに説明・確認する事項】

- ①重大事態の別・根拠
- ②調査の目的
- ③調査組織の構成に関する意向の確認
- ④調査事項の確認
- ⑤調査方法や調査対象者についての確認
- ⑥窓口となる担当者や連絡先の説明・紹介

【調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項】

- ①調査の根拠、目的
- ②調査組織の構成
- ③調査時期・期間(スケジュール、定期報告)
- ④調査事項・調査対象
- ⑤調査方法(アンケート調査の様式、聴き取りの方法・手順)
- ⑥調査結果の提供
- ⑦調査終了後の対応

重大事態調査を開始する段階で記者会見、保護者会など外部に説明する必要がある際は、その都度、説明内容を事前に対象児童・保護者及び関係児童生徒・保護者に伝える(公表する資料がある場合は、主に個人情報保護に係る確認の観点から、事前に文案の了解をとるよう努める)。

また、自殺事案の場合には、自殺の事実を他の児童をはじめとする外部に伝えるに当たっては、遺族から了解をとる。

関係児童・保護者に対しても事前の説明が必要である。重大事態調査は関係者の協力を前提とした調査であり、詳細な事実関係の確認を行うためには、関係児童や保護者等の協力が重要である。

基本的には、(4)対象児童・保護者に対する「【調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項】」について、関係児童・保護者に対しても説明を行い、調査に関する意見があれば聴き取り、必要に応じて調整することも考えられる。

調査結果を取りまとめた調査報告書について、対象児童・保護者に提示、提供、説明を行うことになるので、関係児童・保護者に対し聴き取り調査等の実施前にそのことを説明し、必要に応じて同意を得る。

対象児童・保護者が詳細な調査の実施や事案の公表を望まない場合であっても、重大事態調査を行う必要はあるが、調査方法や進め方の工夫により柔軟に対応できることを丁寧に説明する。

3 重大事態調査の進め方

(1) 基本的な調査の流れ

重大事態調査の進め方については、国のガイドライン第8章を参照しつつ、事案の特性や対象児童・保護者等の意向を踏まえつつ調査組織において決定する。基本的な調査の進め方は、国のガイドラインを踏まえ以下のとおりとする。

なお、対象児童が死亡しており、自殺又は自殺が疑われる重大事態については、本方針に加えて、背景調査の指針に基づいて行うことが必要である。

＜国のガイドライン第8章

第2節(1)調査全体の流れ(該当箇所抜粋)＞

①学校の組織体制等の基本情報の把握及びこれまで作成している対応記録等の確認

(調査の初期段階で確認する必要がある文書等)

・当該学校の生徒指導体制、校務分掌等の組織体制が分かる資料

・学校いじめ防止基本方針

・年間の指導計画

・学校に設置される各委員会の議事録

・過去のアンケート、面談記録

②対象児童生徒・保護者からの聴き取り

③聴き取りやアンケート調査等の実施

・教職員からの聴き取り

・関係児童生徒からの聴き取りやアンケート調査の実施

・学校以外の関係機関への聴き取り(医療機関、福祉部局や人権関係部局等これまで当該事案に対応していた学校以外の機関があれば聴き取りを依頼(※先方は守秘義務が課されていることが一般的であり、その範囲内での対応となることに留意が必要。また、保護者との相談も必要。))

④事実関係の整理(必要があれば追加で聴き取り等を実施)

⑤整理した事実関係を踏まえた評価、再発防止策の検討

⑥報告書の作成、取りまとめ

(2) 調査の進め方に係る留意事項

不登校重大事態の場合について、調査中に対象児童が学校に復帰するなど状況が改善した場合には、学校復帰後の状況や対象児童・保護者の確認の上で、その時点までの事実関係を整理し、再発防止策の検討を行うなど調査方法を工夫しながら調査を進める。

また、重大事態調査の途中で対象児童・保護者から調査をやめてほしいとの要望があった場合も、その時点までの事実関係を整理し、再発防止策の検討を行うなど調査方法を工夫しながら調査を進めることが考えられる。児童に対する聴き取りを行う場合の留意事項、アンケート調査を行う場合の留意事項等については、国のガイドラインの第8章第2節(3)～(6)に記載があるため、これを参照しつつ、調査組織内の専門家の助言も受けながら調査を進める。

(3) 調査報告書の作成

重大事態調査の調査報告書に盛り込む標準的な項目や記載内容の例については国のガイドライン第8章第3節(1)に記載されている。具体的に何を調査するかという調査事項については、事案の特性や対象児童等の意向も考慮しつつ、最終的には調査組織において決定する。

事実関係の確認・整理に当たっては、国のガイドラインに基づき、調査で把握した情報を「事実関係が確認できるもの」と「確認できなかったもの」に分けるなどして時系列に整理してまとめる。

また、事実関係を把握し、対象児童への対応・支援の方策、(いじめが認められた場合の)加害児童への指導及び支援の方策について検討し、取りまとめる。

上記事実関係の整理を踏まえて、当該事案に対する学校及び市教育委員会の対応や当該事案の背景として考えられる学校等の組織的問題点について検証し、課題を整理する。

この際、本調査の目的は、民事・刑事・行政上その他の争訟等への対応を直接の目的としたものではなく、対象児童の尊厳を保持するため、再発防止策を講ずることにあることに留意する。

4 調査結果の説明・公表及び調査結果を踏まえた対応

(1) 調査報告書の説明

法第28条第2項に基づき、学校は、対象児童・保護者に調査に係る情報提供及び調査結果の説明を行うことが求められる。

調査結果の説明は、調査報告書本体又は概要版資料を提示又は提供し、調査を通じて確認された事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）、学校及び学校の設置者の対応の検証、当該事案への対処及び再発防止策について説明する。

いじめを行った児童等のプライバシーや人権に配慮して説明を行う。

また、調査結果の説明の際に、市教育委員会が市長に調査結果の報告をする際、対象児童・保護者からの所見書を併せて提出できることを説明する。

学校は、対象児童及び保護者と事前に説明した方針に沿って、いじめを行った児童・その保護者に対しても調査報告書の内容について説明を行う。

(2) 調査報告書の公表

公表するか否かについては、市教育委員会と協議の上、当該事案の内容や重大性、対象児童・保護者の意向、公表した場合の児童への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとなるが、特段の支障がなければ公表することとする。

(3) 調査結果を踏まえた対応

重大事態の対応は、調査を行って終了ではない。調査報告書の内容を踏まえ、対象児童が重大な被害を受けている場合には、心のケアや安心した学校生活を送ることができるようになるための支援を行う。対象児童が不登校となっている場合には、学びの継続に向けて、家庭や専門家等と連携して学習支援や登校支援を行う。

いじめを行った児童に対しては、当該児童が抱える課題や家庭環境、事案の内容を踏まえつつ成長支援の観点から保護者とも連携しつつ指導支援を行う。対象児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、法第23条第6項に基づき、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

調査報告書の内容及び提言された再発防止策について、学校は真摯に受け止め、いじめの防止及び早期発見・早期対応及び組織的対応の徹底などこれまでの対応の見直し、再発防止策の確実な実施に取り組む。

第7 インターネットを通じて行われるいじめの対策

時代の趨勢に伴いICT化が益々進展し、スマートフォン等の所有率も年々上昇している。本校においても、携帯電話やスマートフォン等を所有している児童は増加している。また、インターネットを有効に活用する反面、ネットからの各サイトへのアクセスも多種多様になり、そこに介在するネットいじめも多く存在する現状を直視する必要がある。

(1) 児童たちが利用する機能・サイト

①プロフ

個人が自分のプロフィールを公開するサイトである。

②ブログ

個人が自分の感想や出来事などを書く日記形式のサイト。読んだ人がコメントを書き込むことができる。weblogの略。

③掲示板

情報交換や意見交換等のコミュニケーションなどを目的に、手軽に書き込みが可能なサイト。2ちゃんねるが有名。

④リアル

リアルタイムの略。自分の感想や考えたこと、自分の行動等を文書で書く日記形式のサイト。X(旧twitter)やFacebookが有名。

⑤SNS

ソーシャルネットワーキングサービスの略。コミュニケーションや情報交換を目的とした会員制のサイトのこと。仲間内でIDやパスワードが必要になる。最近ではLINE、TikTokなどが有名。

(2) ネットいじめ防止に向けた取組

本校では、以下の取組を通して情報モラルの徹底を図りいじめの防止策を講じる。

①児童に対して

- (ア) 情報モラルについて具体的に指導する。その際、市のホームページ上にある「情報モラルスクール」も有効に活用する。
- (イ) 市のネットパトロールとの連携を図り、情報共有に努めるとともに、パトロール上で心配な案件については、当該児童等に適切に指導する。
- (ウ) ネット問題について、防犯教室（警察関係）や、ネット講演会（関連会社）を開催し、被害の具体を知り、関わらないためのモラル教育を推進する。
- (エ) ネットいじめ等で悩んだり、知り得た情報を相談したりすることができる体制を整えるとともに相談しやすい環境づくりを行う。新曾中学校さわやか相談室へも気軽に相談できる生活環境をつくる。
- (オ) 発達段階に応じ、学年ごとに教師からの指導やネットモラル啓発DVDの視聴等を行い、話し合いの中で意識の深化を図る。

②保護者・地域に対して

- (ア) 上記講演会等に保護者の参加も呼びかけ、情報モラルへの意識化を図る。
- (イ) 地区地域の会等で、情報モラルの講演会を実施し、地域住民への啓発を図る。
- (ウ) 様々なネットトラブルや被害をクラス懇談会やPTAの会合等で発信する。

第8 いじめ防止に係る年間行事予定 ※心のアンケート調査（毎月）

	内容 及び 対象学年 等 ※取り消し線：コロナ以前に行っていた活動
4月	<ul style="list-style-type: none"> いじめ根絶についての校長講話（学校朝会等） 学級開き等でいじめ根絶について担任から具体的に指導（全学年）
5月	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止、早期発見、早期解決に係る教職員研修会（New I'sを活用して） 異学年交流（ペア学年）顔合わせ
6月	<ul style="list-style-type: none"> 学級開き等でいじめ根絶について担任から具体的に指導（全学年） 授業改善に関わる研究授業の実施 コミュニケーションスクールによる取組 各地区「地域の会」において、保護者・地域へいじめ撲滅の啓発 <p>・家庭教育宣言の実施 ・学校公開に合わせた道徳授業の実施</p>
7月	<ul style="list-style-type: none"> 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の評価・改善検討 個人面談の実施 異学年交流（ペア学年）交流遊び 計画
8月	<ul style="list-style-type: none"> 個人面談の実施
9月	<ul style="list-style-type: none"> 教育支援担当学校訪問 異学年交流（ペア学年）交流遊び 実施
10月	<p>・家庭教育宣言の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 保護者による通学見守り活動の開始（10月より3月まで） いじめ撲滅強調月間の取組（児童会によるいじめ撲滅運動の推進） <p>・県作成資料「学校教育における自殺予防」「彩の国の道徳」「生徒指導ハンドブックNew I's」の活用</p>
11月	<ul style="list-style-type: none"> いじめ根絶についての校長講話（学校朝会等） コミュニケーションスクールによる取組 いじめ撲滅強調月間の取組（代表委員会によるいじめ撲滅運動「ピースプロジェクト」の推進） 情報ネットモラル教室（高学年・保護者対象） 学校公開に合わせた道徳授業の実施 いじめ対応プログラムの実施
12月	<ul style="list-style-type: none"> 授業改善に関わる研究授業の実施（高ブロック） 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の評価・改善検討
1月	<ul style="list-style-type: none"> 授業改善に関わる研究授業の実施（低ブロック）
2月	<ul style="list-style-type: none"> 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の年間評価・公表 コミュニケーションスクールによる取組 生徒指導担当連絡協議会 異学年交流（ペア学年）お別れ会
3月	<ul style="list-style-type: none"> 今年度の成果と課題の検討及び次年度の取組の検討 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の評価・改善検討 <p>※全教職員のボトムアップによる改善</p>

いじめ防止
リーフレット
児童生徒用

みんなで作ろう いじめのない学校！

「いじめ」は、人として、絶対にしてはいけないことです。「いじめ」を受けた人は、深く傷つき、つらい気持ちや苦しい気持ちは一生消えません。

「いじめる」ということは、ひきょうなことです。人として絶対に許してはいけないことです。そこで、市内各小・中学校児童生徒が道徳の授業で学んだいじめについての考えや意見をまとめてみました。



つた

伝えたいわたしたちのメッセージ



《いじめられている人へ》

- ・どうしたの。たずけてねって行ってね。(小1)
- ・だいじょうぶ。いっしょにあそぼうよ。(小2)
- ・わたしがいっしょにいるからだいじょうぶ。(小3)
- ・先生に相談しようよ。わたしも行くから。(小4)
- ・勇気をだしてね。助けるよ。(小5)
- ・一人じゃないよ。まわりに頼ってね。(小6)
- ・つらいけれど死んではだめだよ。(中1)
- ・必ず助けるから。生きていたらきっといいことあるよ。(中2)
- ・無理してがまんしないでいいよ。相談してね。(中3)

《いじめを見ているまわりの人へ》

- ・みてるだけじゃかわいそうだよ。(小1)
- ・かわいそうだよ。どうにかしなくちゃ。(小2)
- ・いじめられるのを見て何とも思わないの。(小3)
- ・いじめられている人がどれだけ苦しいかわかる。(小4)
- ・いっしょにやめようよ。そして話し合おうよ。(小5)
- ・黙ってみていないではっきり言おうよ。(小6)
- ・いじめは小さなことから始まる。すごく傷つくよ。(中1)
- ・自分もいじめられたらと思うよね。だから先生や大人の助けをかりようよ。(中2)
- ・いじめはちょっとしたことから起こる。友達の良いところを見つけようよ。(中3)

《いじている人へ》

- ・だめだよ。かわいそうでしょ。(小1)
- ・よわいものいじめなんてだめだよ。(小2)
- ・自分もされたいやでしょ。(小3)
- ・いじめても何の得にもならないよ。(小4)
- ・何が楽しいの。調子にのらないで。(小5)
- ・いじている人は、忘れてしまうけれど、いじめられた人は一生傷つくよ。(小6)
- ・弱い人に手をだすのはひきょうだよ。(中1)
- ・乱暴な言葉づかい、いたずらやいやがらせはいじめの始まりだよ。(中2)
- ・いじめをしてもいいことないよ。楽しくないよね。だったらやめようよ。(中3)

とだしこでは子ども議会（こどもぎかい）で話し合い（はなあひ）、「とだしこ子ども憲章（けんしょう）」を平成13年10月1日（へいせいねんがつついたち）に制定し、仲良く（なかよく）、助けあうこと（たすけあうこと）を誓（ちか）いました。

この憲章（けんしょう）の意味（いみ）を皆さん一人一人（みなひとりひとり）がよく考え（かんが）え、受け継ぎ（うけつぎ）、やさしさ（やさしさ）や思いやり（おもいやり）で、とだしの学校（がっこう）からいじめ（いじめ）をなく（なく）しましょう。

とだしこ けんしょう 戸田市子ども憲章

みず みどり めぐ
水（みず）と緑（みどり）に恵（めぐ）まれたこのとだしの明日（あす）を担（にな）うわたしたちは、
きぼう もち みな なかよく たすけあひ ちいき いちいん い
希望（きぼう）をもち、みんな仲良く助けあひ、地域（ちいき）の一員（いちいん）として生きていくこと（い）を誓（ちか）い、
ここに「とだしこ子ども憲章（けんしょう）」を定（さだ）めます。

わたしたちは きまりをまもり、責任（せきにん）をもって行動（こうどう）しましょう（責任）
わたしたちは やさしさとおもいやりをもって、くらしましょう（生活）
わたしたちは しぜんをまもり、きれいなまちにしましょう（地域）
わたしたちは ひとりひとりの人権（じんけん）を大切に、いじめや差別（さべつ）をなくしましょう（人権）
わたしたちは きぼう もくひょうをもち、おおきな未来（みらい）に向かってはばたきましょう（未来）

もし、いじめられたら… だれはな 誰（だれ）かに話（はな）そう！

もし、いじめを見たら… みこえ 声（こえ）をかけよう！

そう だん 相 談 し よ う ！



とだしりつきょういく そうだんしつ
・戸田市立教育センター相談室 ☎：048-434-5670
（祝日、年末年始を除く毎日 9:00 ~ 17:00）

さいたまけんりつそうごうきょういく こ でんわきょういくそうだん
・埼玉県立総合教育センター よい子の電話教育相談 ☎：0120-86-3192
（毎日24時間）

さいたまけんけいさつしょうわん
・埼玉県警察少年サポートセンター ☎：048-861-1152
（日曜、祝日、年末年始を除く毎日 8:30 ~ 17:15）

とだしりつきょういく きょういくしんりせんもんいん そうだんいん
戸田市立教育センター教育心理専門員（相談員）から



いじめられていると感（か）じているあなたへ

そのまの気持（きもち）を教（おし）えてください。あなた（あなた）が安心（あんしん）して生活（せいかつ）できる（できる）よう応援（おうえん）しています。相談（そうだん）してください。

だれかを傷（きず）つけているかもしれないあなたへ

ほんとうは自分（じぶん）が傷（きず）ついているかもしれません。ほんとうの気持（きもち）を見（み）つめてください。

じっと見（み）ているあなたへ

ゆうき（勇気）をだして伝（つた）えてください。みんな傷（きず）つくために生（う）まれてきた（きた）のではありません。話（はな）してみ（み）て、いっしょ（いっしょ）に考（かんが）えましょう。

戸田市中学校いじめ撲滅宣言

平成25年1月8日
戸田市教育委員会
戸田市中学校生徒会いじめ対策本部

前文

「いじめ」この言葉はみなさんには馴染みず、でも、いじめの場面にたどると、周りの人も巻き込んで、一生消えない思い出を残します。いじめられた人は心と身体に傷を負い、苦しんでしまいます。いじめた人は後悔の念に苦しみます。それはつらいことですし、みなさんにとちからの立場にもなってほしくありません。だから私たちはいじめを断絶させたいと決意しました。そこで私たちはいじめ対策本部を設置しました。この戸田市中学校生徒会いじめ対策本部で話し合ったこと、みなさんに伝えたいことを発表し、ここにいじめ撲滅を宣言します。

小学生のみんなへ

みんなが楽しい中学校生活を始めるために、加えたい気持ち、協力しあおう。仲間はずれ、暴力、いじめは許さず、いじめの場にならずに考えよう。

大人へ

私たちと一緒に考えて見てほしい。実力は無いでも、心は通じあおう。声を上げてほしい。チカラと心とを両方使おう。

周りで見ている人へ

見て見ぬふりしないで。声をあげよう。声をあげよう。声をあげよう。声をあげよう。声をあげよう。声をあげよう。声をあげよう。声をあげよう。

いじめている人へ

いじめでできた過去は取り消すことはできません。だから、これからのことを考えよう。いじめを止めよう。

いじめられている人へ

明日の自分に相談したり、助けを求めたりしてほしい。一人じゃないよ。声を出していいよ。一緒に考えよう。

戸田市中学校 いじめ撲滅宣言

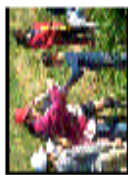




戸田市小学校

いじめのない楽しい学校宣言

平成25年12月12日
戸田市子どもセンター
戸田市小学校児童会



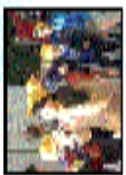
戸田第一小学校



戸田第二小学校



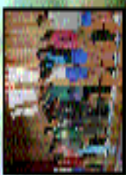
戸田第三小学校



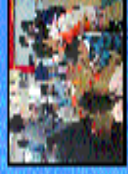
戸田第四小学校



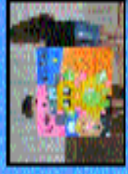
戸田第五小学校



戸田第六小学校



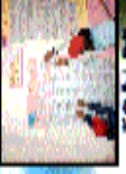
戸田第七小学校



戸田第八小学校



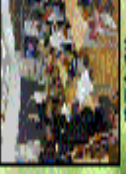
戸田第九小学校



戸田第十小学校



戸田第十一小学校



戸田第十二小学校

【前文】

わたしたちは、友達といっしょに勉強し、なかよく過ごすことができる楽しい学校にしたいです。そのため、毎日会う友達にやさしい言葉や、明るい気持ちになる言葉をたくさんかけて、戸田市の小学校からいじめを絶対出さないようにします。
ここに、わたしたちは、とだっ子全員がなかよくいじめのない生活を送るために、「とだっ子なかよしことば」を定め、いじめのない楽しい学校をつくることを宣言します。

【宣言】

わたしたちは「とだっ子なかよしことば」を使い、思いやりのある優しいことばをたくさんかけます。
わたしたちは「とだっ子なかよしことば」があふれるえがおいっぱい
の学校にします。
わたしたちは絶対にいじめをしません、許しません。

とだっ子なかよしことば

◎仲良くして遊ぶ子へ
- けんぱっていいね
- 遊ぶで遊ぼう、あそびあそぼう
- ずこぶ、アゲアゲ

◎笑顔して頑張る子へ
- 上手やっでめよう
- 頑張るよ
- たのみにがんばろう

◎やる気を出して遊ぶ子へ
- 頑張ろう
- 交遊しよう、あそびあそぼう
- 遊んで遊ぶのがおもしろいよ

◎いじめを止める子へ
- だまらな
- けんぱっていいね、あそびあそぼう
- 一人もいじめを許さな

◎いじめを止める子へ
- だまらな
- けんぱっていいね、あそびあそぼう
- 一人もいじめを許さな